

東大阪市の後援名義使用承認及び市長賞状等の交付に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、団体等が行う学術・文化・福祉などの公益的事業を奨励するため、東大阪市の後援名義使用承認及び市長賞状等の交付に関し、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要領において、「団体等」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 国又は地方公共団体、その他の公共団体
- (2) 報道機関等の公共性のある法人
- (3) 前各号に該当しないもので、次のすべての要件を満たしているもの。
 - ア 主催者の存在が明確であること。
 - イ 規約・会則等の定めがあり、団体意志が明確であること。
 - ウ 事業遂行能力が十分あること。

(条件)

第3条 後援名義使用承認及び市長賞状等の交付を受ける事業の内容は、次の各号に該当するものであること。

- (1) 事業の内容が、学術並びに市民文化の向上及び市民福祉の増進等市政の発展に寄与するものであること。
- (2) 特定の政治活動もしくは宗教的活動等の事業でないこと。
- (3) 原則として、東大阪市内で開催される事業であること。
- (4) 開催、開設の場所は、公衆衛生・災害防止について、十分な設備及び措置が講じられていること。
- (5) 東大阪市全域を対象とし市民が参加できる事業であること。ただし、限られた会員・地域に係る事業であっても、当該事業の効果が全市民的に波及すると認められるものについては、この限りではない。
- (6) 営利を目的として運営するものではないこと。
- (7) 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れのないこと。
- (8) 暴力団の利益にならないこと、又はなる恐れのないこと。
- (9) その他、後援名義使用承認及び市長賞状等の交付を行うことが不相当と認められるものでないこと。

(市長賞状等の交付点数)

第4条 原則として、市長賞状等の交付は1点とする。ただし、内容が2以上の部門に分かれている事業については、その内容に応じ認める。

(申請手続き)

第5条 第3条の規程により後援名義使用承認及び市長賞状等の交付を受けようとするものは、後援名義使用承認等申請書(様式第1)を、また、後援名義の使用承認を受けず、市長賞状等の交付申請のみを行う場合は市長賞状等交付申請書(様式第5)を市長に提出しなければならない。

(承認及び決定)

第6条 後援名義使用承認及び市長賞状等の交付の決定については、事務事業担当部で行うものとし、秘書課に合議するものとする。

(承認書等の通知)

第7条 市長は、第5条の規定により申請があった場合において、後援名義の使用等を承認したときは、後援名義使用等承認書(様式第3)を、また、市長賞状等の交付決定のみを行うときは、市長賞状等交付決定通知書(様式第6)を申請者に通知するものとする。なお、後援名義使用承認及び市長賞状等の交付決定に際しては必要な条件を付することができる。

2 第3条の規定に該当しない場合は、不承認理由を明記した後援名義使用等不承認書(様式第7)を申請者に通知するものとする。

(承認及び決定の取消し)

第8条 市長は、後援名義の使用承認及び市長賞状等の交付を決定した場合において、申請者が次に掲げる事由に該当することが判明したときは、承認及び決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請をした場合。
- (2) 正当な理由が無く、申請の内容と異なる事業を実施した場合。
- (3) 法令等又は決定に付した条件に違反した場合。

(事業内容の変更)

第9条 後援名義使用承認及び市長賞状等の交付決定を受けたものが申請の内容を変更する場合は、事業内容変更届(様式第2)を速やかに市長に提出しなければならない。なお、変更届の受付・審査については、事務事業担当部で行うものとし、秘書課に合議するものとする。

(事業終了報告)

第10条 後援名義使用承認及び市長賞状等の交付決定を受けたものは、当該事業が終了した場合は、事業終了報告書(様式第4)を速やかに市長に提出しなければならない。なお、報告書の受付・審査については、事務事業担当部で行うものとする。

2 原則として、前項の規定にある事業終了報告書の提出がない場合は、以後、当該申請者に対しては、後援名義の使用承認及び市長賞状等の交付決定を行わない。

(雑則)

第11条 この要領は、東大阪市が主催する事業には適用しない。

(委任)

第12条 この要領に定めのない事項及びこの要領の実施に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

この要領は、昭和58年7月1日から施行、同日以後の申請に係るものから適用する。

附 則

この要領は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年5月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月22日から施行する。